

筑西市耐震改修促進計画

令和6年3月改定

筑西市

平成23年3月策定
令和6年3月改定

本編目次

1	はじめに	
(1)	計画の位置付け	1
(2)	計画改定の背景と目的	1
(3)	計画の対象期間	2
2	建築物の耐震化に関する目標	
(1)	茨城県で被害が生じた過去の主な地震災害	2
(2)	筑西市で想定される地震被害及び規模	3
(3)	計画における対象建築物	3
(4)	対象建築物における耐震化の現状	5
(5)	対象建築物における耐震化の目標設定	8
3	建築物の耐震化の促進を図るための取組方針及び施策	
(1)	耐震化の促進を図るための基本的な取組方針	10
(2)	特定建築物の耐震化の促進を図るための施策	10
(3)	戸建て住宅の耐震化の促進を図るための施策	10
(4)	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	13
(5)	地震発生時の総合的な安全対策	15
4	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
(1)	地震ハザードマップの改訂・公表	17
(2)	相談体制の整備・情報の充実	17
(3)	地域住民等との連携による啓発活動	17
5	対象建築物への指導等に伴う茨城県との連携	18
6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	
(1)	国、茨城県及び関係団体等との連携	19
(2)	庁内関係部局との連携	19
(3)	その他	19
	資料編	20

1 はじめに

(1) 計画の位置付け

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)における国の「基本方針」^{※1}、「茨城県耐震改修促進計画」、「茨城県地域防災計画」^{※2}や「筑西市地域防災計画」^{※3}と整合性を図りながら、筑西市内の建築物の耐震化^{※4}を促進する計画として位置付けます。

(2) 計画改定の背景と目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により、多くの人命が奪われました。この教訓をふまえて、平成7年10月に耐震改修促進法が制定されました。

平成18年1月には、計画的かつ効果的な耐震化を図るため、各自治体における耐震改修促進計画の策定責務を盛り込んだ法改正が行われ、本市においても、平成23年3月に「筑西市耐震改修促進計画」(以下「前計画」という。)を策定したところです。

このようななか、平成23年3月に東日本大震災が発生し、筑西市においても死者1名、重傷者1名、軽症者7名、家屋全壊7棟、半壊199棟、一部破損4,143棟の甚大な被害をもたらしました。

その後、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に法改正が行われました。

また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成30年11月には、耐震改修促進法施行令の改正を行っています。

こうした背景を踏まえるとともに、本市の前計画の対象期間の満了及び法令等の改正や国の「基本方針」、「茨城県耐震改修促進計画」の改定等を踏まえた目標の設定、目標を達成するための取組方針及び施策の見直しを行い、今後予想される地震災害に対して、人的被害及び経済被害の軽減を本計画の目的とします。

※1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号)
(資料4参照)

※2 災害対策基本法第40条の規定に基づき茨城県防災会議が策定する計画

※3 災害対策基本法第42条に基づき筑西市防災会議が策定する計画

※4 耐震診断実施後耐震改修を行うこと

(3) 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。なお、国の動向や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

2 建築物の耐震化に関する目標

(1) 茨城県で被害が生じた過去の主な地震災害

茨城県では、最も多くの地震被害をもたらした東日本大震災をはじめとして、次に示すとおり、これまで多くの地震が発生し、被害をもたらしています。

表2-1 茨城県で被害が生じた過去の主な地震災害

発生日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
昭和49.8.4	茨城県南部	5.8	震度4	死者1、負傷者1、瓦の落下十数件／震央付近
昭和57.7.23	茨城県沖	7.0	震度4	住家屋根・壁の一部破損、窓ガラス破損
昭和58.2.27	茨城県南部	6.0	震度4	ガラス管破損9、水道管破損7、壁の亀裂・剥落等
昭和62.12.17	千葉県東方沖	6.7	震度4	負傷者4、住家一部破損1,259
平成2.5.3	茨城県北部	5.4	震度4	負傷者2、文教施設被害、鉄道不通
平成5.5.21	茨城県南部	5.4	震度3	住家被害57、鉄道不通
平成7.1.7	茨城県南部	5.4	震度4	断水250、窓ガラス破損2、鉄道不通
平成12.7.21	茨城県沖	6.4	震度5弱	断水26、瓦の落下及び破損 各1
平成14.2.12	茨城県沖	5.7	震度5弱	負傷者1、文教施設被害12
平成14.6.14	茨城県南部	5.1	震度4	負傷者1、ブロック塀破損4、建物被害8 塀倒壊5
平成17.2.16	茨城県南部	5.3	震度5弱	負傷者7、ブロック塀倒壊1
平成20.5.8	茨城県沖	7.0	震度5弱	負傷者1、住家一部破損7、 工場でガス漏れ
平成23.3.11	三陸沖、他 ※東日本大震災	9.0	震度6強	死者66、行方不明1、負傷者714、 住家全壊2,634、住家半壊24,995、 住家一部破損191,490、 住家床上浸水75、住家床下浸水624
平成23.4.11	福島県浜通り	7.0	震度6弱	負傷者4
平成23.4.16	茨城県南部	5.9	震度5強	負傷者2
平成23.7.31	福島県沖	6.5	震度5弱	負傷者5
平成24.12.7	三陸沖	7.3	震度5弱	負傷者2、非住家被害3
平成28.11.22	福島県沖	7.4	震度5弱	住家一部破損2
平成28.12.28	茨城県北部	6.3	震度6弱	負傷者2、住家半壊1、住家一部破損25
平成29.8.2	茨城県北部	5.5	震度4	負傷者2
令和3.2.13	福島県沖	7.3	震度5弱	負傷者3

出典：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」2021年2月現在

(2) 筑西市で想定される地震被害及び規模

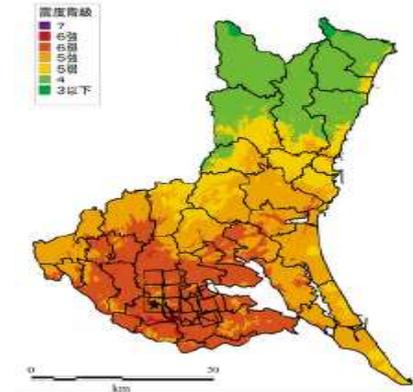
茨城県で想定される地震の中で筑西市に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震は、想定規模マグニチュード^{※5}7.3の茨城県南部地震^{※6}となります。この地震における茨城県全体の被害想定は下表のとおり予測され、震度想定は下図のように予測されています。筑西市においてこの地震による最大想定震度は震度^{※7}6弱となっています。

どこで地震が発生してもおかしくないという認識を持ち、人的被害と経済被害の軽減に向けて耐震性の向上を図ることが重要です。

表 2-2 茨城県南部地震による茨城県の被害予測

被害項目	被害数
建物全壊	8,400 棟
建物倒壊による死者	130 人
負傷者	3,100 人
負傷者のうち重傷者	230 人

図 2-1 茨城県南部地震震度想定



資料：茨城県地震被害想定調査報告書

(3) 計画における対象建築物

本計画における対象建築物は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における新耐震基準導入(昭和 56 年 6 月 1 日)より前に建築された建築物のうち、特に耐震化を図るべき建築物を、以下のとおりとします。

①住宅

一戸建て住宅、共同住宅、長屋建て住宅等

②特定建築物^{※8}(民間・市有)

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の建築物

ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路^{※9}の沿道建築物

③市有建築物

防災拠点等(公民館等)に位置付けられる階数が 2 以上又は延べ面積が 200 m²以上を超え、1,000 m²未満の建築物

※5 地震そのものの大きさをしめす

※6 内閣府が設定した首都直下のマグニチュード 7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震

※7 地震の揺れの大きさをしめす

※8 学校、病院、百貨店、事務所等その他多数の者が利用する政令で定める規模以上の建築物(表 2-3 参照)

※9 地震が発生した場合、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路

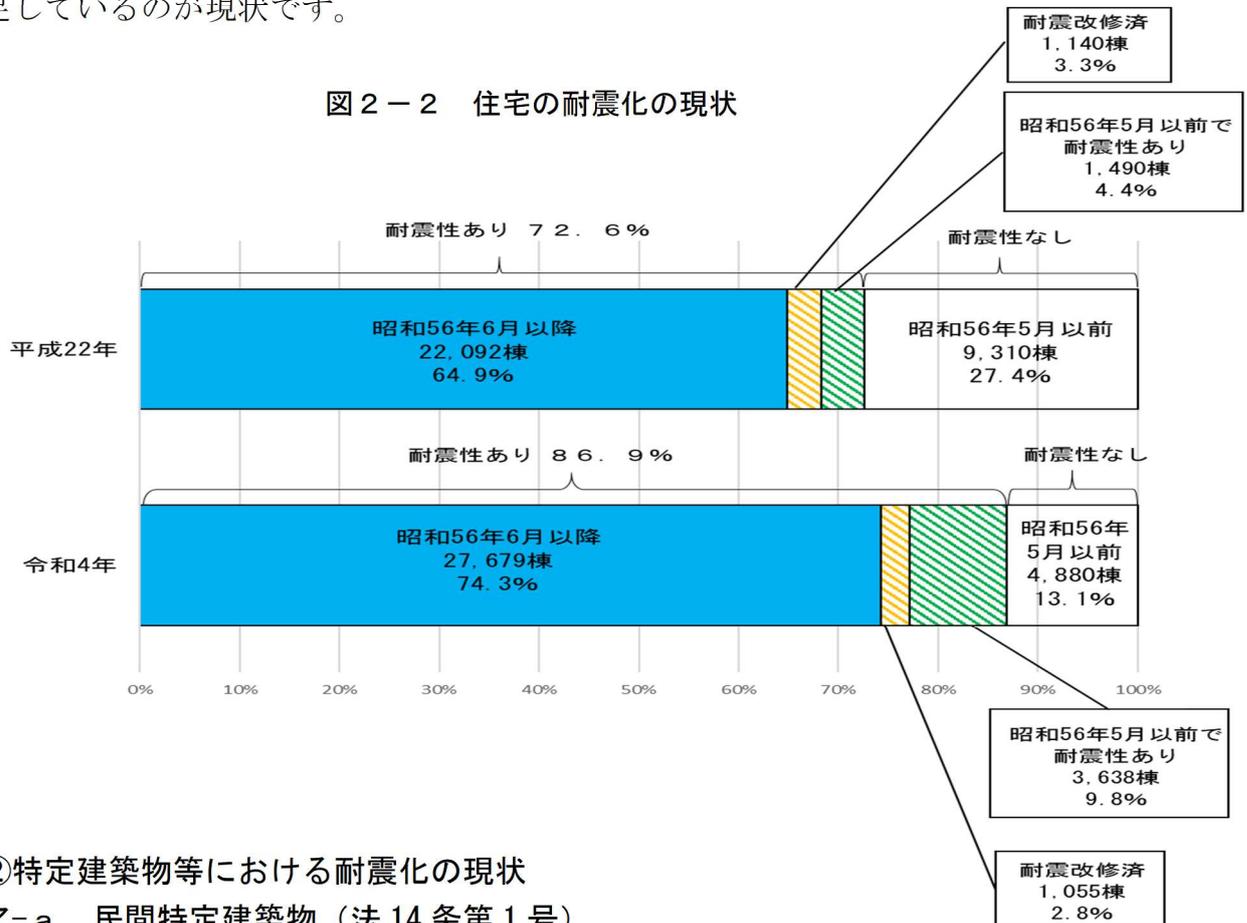
表 2 - 3 特定建築物の規模要件一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物(法第14条)		
		指導・助言対象	指示対象	耐震診断義務付け対象
		(法第15条第1項)	(法第15条第2項)	(法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、階数が3以上の建築物		耐震改修促進計画で指定する必要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

(4) 対象建築物における耐震化の現状

①住宅における耐震化の現状

次の図で示すとおり、平成22年時点の住宅の耐震化率72.6%に対し、令和4年時点で86.9%であるため、14.3ポイント増加していますが、住宅の耐震性が不足しているのが現状です。

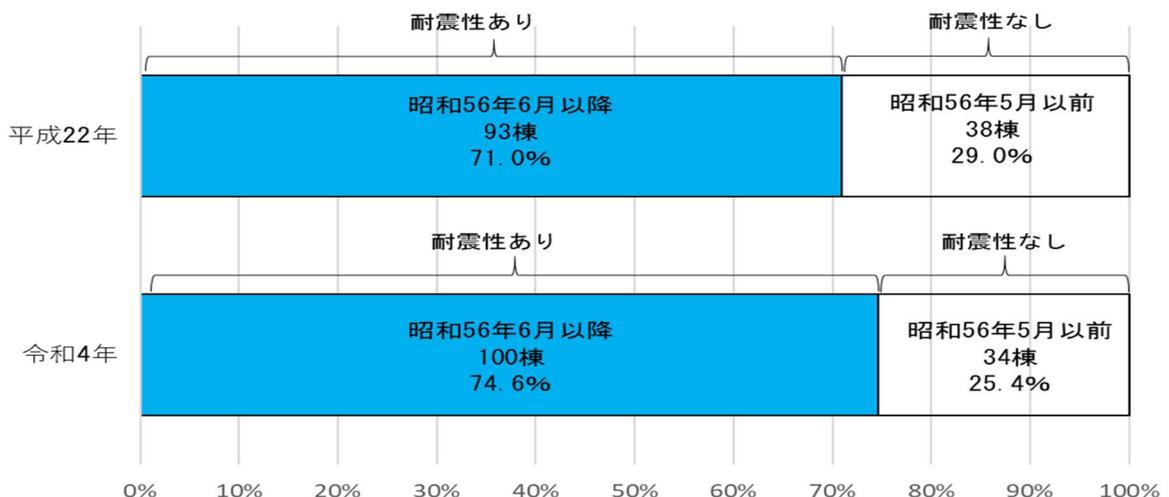


②特定建築物等における耐震化の現状

ア-a 民間特定建築物（法14条第1号）

次の図で示すとおり、平成22年時点の民間特定建築物の耐震化率71.0%に対し、令和4年時点で74.6%であるため、3.6ポイント増加していますが、民間特定建築物の耐震性が不足しているのが現状です。

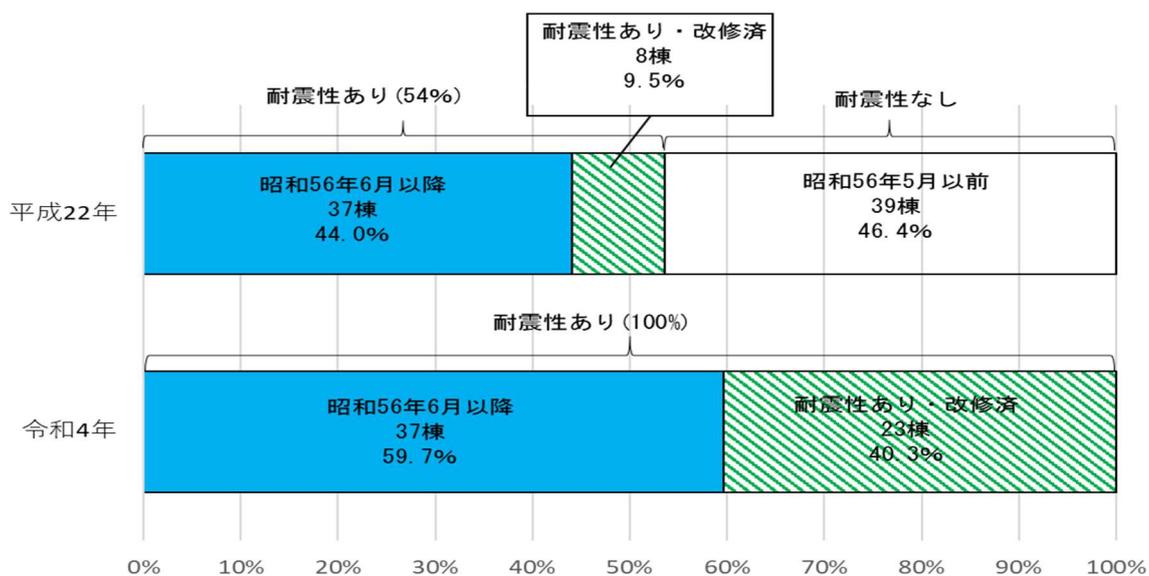
図 2-3 民間特定建築物の耐震化の現状



ア- b 市有特定建築物（法 14 条第 1 号）

次の図で示すとおり、平成 22 年時点の市有特定建築物の耐震化率は、53.5%となっていました。これら建築物の耐震改修（落下防止ネット設置等の暫定的な措置も含む）を計画的に進めた結果、耐震化率は100%となり、令和 4 年時点で市有特定建築物の耐震化は完了しています。

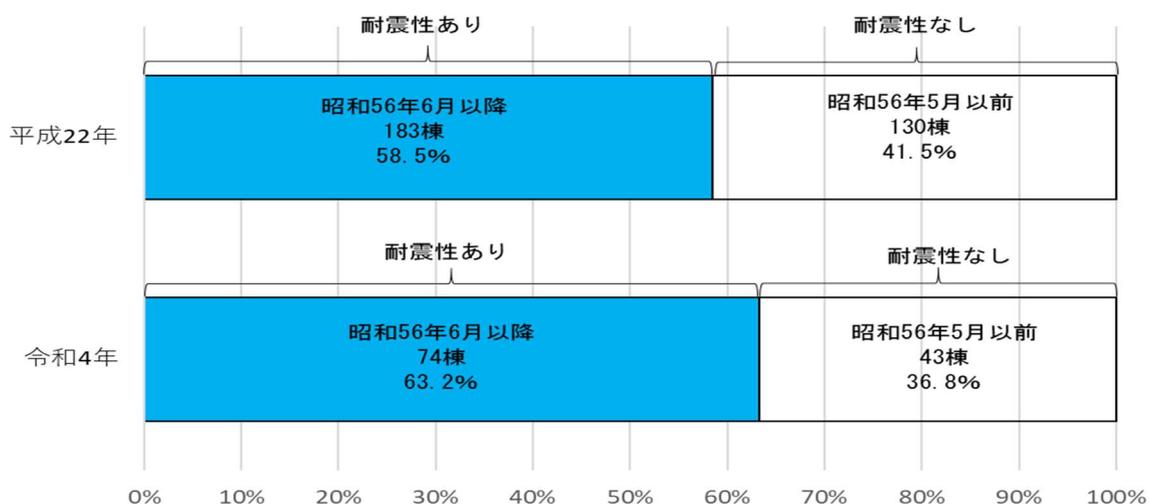
図 2 - 4 市有特定建築物の耐震化の現状



イ 危険物を取り扱う建築物（法 14 条第 2 号）

次の図で示すとおり、平成 22 年時点の危険物を取り扱う建築物の耐震化率 58.5%に対し、令和 4 年時点で 63.2%であるため、4.7ポイント増加していますが、危険物を取り扱う建築物の耐震性が不足しているのが現状です。

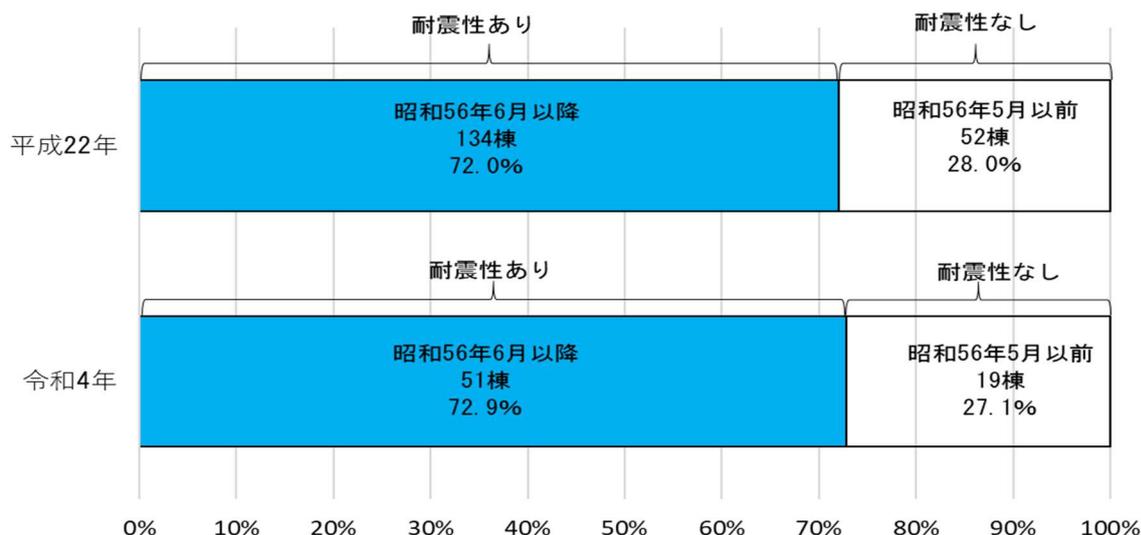
図 2 - 5 危険物を取り扱う建築物の耐震化の現状



ウ 避難路沿道建築物（法 14 条第 3 号）

次の図で示すとおり、平成 22 年時点の避難路沿道建築物の耐震化率 72.0%に対し、令和 4 年時点で 72.9%であるため、0.9 ポイント増加していますが、避難路沿道建築物の耐震性が不足しているのが現状です。

図 2-6 避難路沿道建築物の耐震化の現状



前計画において、住宅及び特定建築物の耐震化率の目標は 90%としていました。令和 4 年現在の耐震化率は、図 2-2、図 2-3 に示したとおり、住宅及び民間特定建築物は目標達成には至っておりませんが、図 2-4 に示したとおり市有特定建築物については、耐震化率は 100%となっており、目標達成しております。

(5) 対象建築物における耐震化の目標設定

現状を踏まえながら、国の「基本方針」、「茨城県耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、本計画における耐震化の目標は以下のとおりとします。

耐震化の目標

住宅

耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。

住宅以外の建築物

耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消する。

耐震性が不十分な市有建築物の耐震化・除却（解体）を促進する。

①住宅における耐震化の目標

先に示した住宅の耐震化の現状をもとに耐震化率の見通しを推計した結果、自然建替えや耐震改修が現状のペースで進むものとした場合、次のとおり、令和9年には耐震化率が91.7%となります。

住宅における耐震化の目標は「耐震性が不十分な住宅を概ね解消する」としており、目標達成のため、更に耐震化促進施策の推進を強化することにより、耐震化率の向上に努めていきます。

表2-4 住宅における耐震化率の見通し

(単位：棟)

	全棟数 ①	旧耐震基準 (S56年5月以前) ②	②のうち 耐震性あり ③	新耐震基準 (S56年6月以降) ④	耐震性あり ⑤=③+④	耐震化率 ⑤÷①	目標
住宅	38,492	8,668	5,488	29,824	35,312	91.7%	概ね解消

②特定建築物における耐震化の目標

特定建築物における耐震化の目標は「耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消する。」としており、目標達成のため、更に耐震化促進施策の推進を強化することにより、耐震化率の向上に努めていきます。

表 2 - 5 特定建築物の耐震化の現状と目標

(単位：棟)

	全棟数 ①	旧耐震基準 (S56年以前 5月) ②	②のうち 耐震性あり ③	新耐震基準 (S56年6月 以降) ④	耐震性あり ⑤=③+④	耐震化率 ⑤÷①	目標
民間特定 建築物 (法第14条第1 号)	134	34	0	100	100	74.6%	概ね解消
市有特定 建築物 (法第14条第1 号)	60	23	23	37	60	100.0%	—
危険物を取り 扱う建築物 (法第14条第2 号)	117	43	0	74	74	63.2%	概ね解消
避難路沿道 建築物 (法第14条第3 号)	70	19	0	51	51	72.9%	概ね解消

③市有建築物の耐震化の目標

本計画においては、特定建築物でない階数2以上又は延べ面積200㎡以上1,000㎡未満の市有建築物においても耐震化を促進することとしています。

この対象建築物の総数は次のとおり19棟となっており、そのうち、旧耐震基準で建てられた建築物は5棟です。旧耐震基準で建てられた5棟の建築物については、耐震改修又は除却を進めており、耐震性が不十分な建築物は残り1棟となっています。

今後、この1棟については、「筑西市公共施設適正配置実施計画」に基づき、耐震化について推進していきます。

表 2 - 6 対象市有建築物の現状

(単位：棟)

	全棟数 ①	旧耐震基準 (S56年5月 以前) ②	②のうち 耐震性あり ③	新耐震基準 (S57年6月 以降) ④	耐震性あり ⑤=③+④	耐震性なし ⑥=①-⑤	耐震化率 ⑤÷①
市有建築物 (階数2以上又 は 200㎡以上)	19	5	4	14	18	1	94.7%

3 建築物の耐震化の促進を図るための取組方針及び施策

(1) 耐震化の促進を図るための基本的な取組方針

住宅及び建築物における耐震化の促進のためには、その所有者が防災対策を自らの問題として意識的に取り組むことが重要です。

耐震化の促進は、建物の所有者、市、建築関係団体、NPO等がそれぞれの役割を果たしながら次のように協力して取り組むことが必要となります。

図3-1 耐震化促進の協力体制



筑西市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者が耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を茨城県や関係団体等と連携しながら実施していきます。

(2) 特定建築物の耐震化の促進を図るための施策

① 不特定多数又は特定多数の者が利用する特定建築物

震災時に住民を含め、筑西市を訪れている人々が利用する施設の人的被害を軽減するために、店舗、事務所、工場、賃貸住宅等を対象に、民間の特定建築物の所有者に対し茨城県や建築士会と連携しながら啓発活動を行い、耐震化を促進します。

② 災害時に機能確保が必要な建築物

震災時に「筑西市地域防災計画」に位置付けられている避難収容拠点や医療救護活動拠点として防災拠点機能を発揮できるよう、緊急避難場所や既に改修が済んでいる学校施設を除く病院等を対象に、耐震性が不足する建築物の耐震化を促進します。

また、特定建築物の耐震化を支援するため、関係部局と連携を図りながら耐震化に関する補助金の交付を検討します。

(3) 戸建て住宅の耐震化の促進を図るための施策

震災時に筑西市内の戸建て住宅に住む住民の人的被害と物的被害を軽減するため、昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅を対象に、その所有者の意識啓発を行います。また、住民に対し、建築物の耐震化の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に関する補助制度と国の税制を活用しながら、耐震化を促進します。

①安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 住宅のリフォームに関する支援

住宅リフォーム助成事業として、耐震改修工事を含む市内の住宅の修繕、改築、増築、模様替えなどのために行うリフォーム工事に対し、対象工事費の10%（上限10万円）を引き続き助成し、耐震化を促進していきます。

住宅のリフォームにあわせた耐震改修工事は、費用や手間を軽減できるという点で、それぞれを単独の工事で行うよりも有効であるため、次の図で示したリーフレット等を担当窓口に常設することで、リフォーム工事などの機会にあわせた耐震化の誘導を図ります。

図3-2 各種リーフレット



※左：茨城県 <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kikaku/documents/anatanosumaihadaijobu.pdf>

中：一般財団法人日本建築防災協会 <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2014/05/hiyou.pdf>

右：一般財団法人日本建築防災協会 <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/files/2013/11/wagayare.pdf>

イ 「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録リスト」の周知

住宅リフォームを計画している住民が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるように、また、地震時の減災対策としての耐震改修を安心して適切に行えるように、県で登録を行っている「茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リスト」を引き続き公表・周知します。

また、地元の優良なリフォーム工事業者についても、その周知に努めます。

ウ いつでも相談しやすい窓口の環境整備

筑西市においては、平成 18 年度から平成 25 年度まで、建築課を相談窓口とした木造住宅の簡易な耐震診断の受付等を行いました。現在は、窓口に来庁した希望者に対し、建築物の耐震化に関するパンフレット等の配布を行っています。引き続き、建築課窓口やホームページにおいて耐震に関する相談窓口の情報提供を行っていきます。

今後も市民の身近な相談窓口として、個別事情に応じた助言を行えるよう茨城県などと連携しながら相談サービスの充実を図ります。

②耐震診断・耐震改修に対する融資制度

建物の所有者に融資制度を紹介し、耐震診断と耐震改修を促進していきます。

表 3 - 1 住宅金融支援機構の融資制度

融資制度名	住宅金融支援機構（耐震改修工事）
概要	耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資
融資内容	基本融資額：1,500 万円(住宅部分の工事費を対象) 金利：基準金利 1.40～2.07%（令和 6 年 1 月現在）

注) 詳細情報は <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html> で確認

③税の特例措置

既存住宅の耐震改修に係る所得税及び固定資産税の特例措置を周知していきます。

表 3 - 2 既存住宅の耐震改修に係る所得税の特例措置

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された住宅
特例期間	令和 5 年 12 月 31 日まで（令和 6 年 1 月現在）【延長予定】
対象工事	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を含む一定の増改築工事
控除額	①耐震改修工事費の 10%（上限 250 万円） ②耐震改修工事費以外の一定の増改築工事費の 5% （①と合わせて上限 1,000 万円）

表 3 - 3 既存住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例措置

対象住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅
特例期間	令和 6 年 3 月 31 日まで（令和 6 年 1 月現在）【延長予定】
対象工事	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事 （耐震改修工事費が税込み 50 万円を超える工事）
控除額	翌年度分の固定資産税を 1/2 に減額

注) 表 3 - 2、表 3 - 3 についての詳細は国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html で確認

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

「茨城県耐震改修促進計画」では、大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し、道路の通行を確保する必要がある道路として「耐震診断義務付け道路」及び「耐震化努力義務道路」の道路を位置付けています。

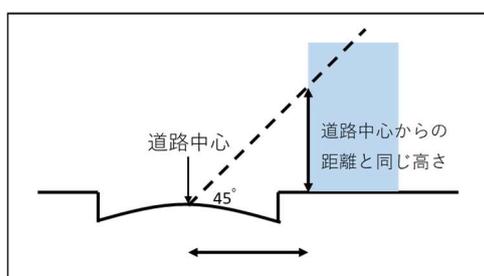
筑西市においては、以下の道路の沿道建築物の耐震化を促進していきます。

①耐震診断義務付け道路

広域の緊急輸送を担う交通軸である道路(高速道路、直轄国道等)及びそれらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路について、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として位置付けています。

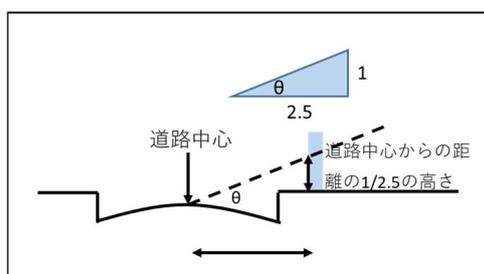
茨城県主導により現地調査を行った結果、市内において対象となる建築物の指定はありませんでした。

図3-3 対象となる建築物の要件 (法施行令第4条第1号)



※倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物
(高さ6mを超えるもの)

図3-4 対象となる組積造の塀の要件 (法施行令第4条第2号)



※倒壊した場合において、前面道路の交通を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある組積造の塀で建物に付属するもの
(長さ25mを超える)

②耐震化努力義務道路

「茨城県地域防災計画」で定める「第1次・第2次・第3次緊急輸送道路^{※10}」のうち、①耐震診断義務付け道路を除く道路について、耐震化努力義務道路として位置付けています。

これにより、対象建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、所管行政庁である茨城県が必要な場合に指示を行うことができることとなります。

筑西市は、耐震化努力義務道路に位置付けられている道路沿いにある建築物のうち、階数が3以上の建築物を抽出し、対象建築物として耐震化の推進を行っていきます。

※10 地震直後から発生する避難・救助や物資供給等の応急活動の緊急輸送を円滑に行うため設定された道路

図3-5 地震発生時に通行を確保すべき道路図



(5) 地震発生時の総合的な安全対策

①ブロック塀等の転倒防止対策

平成 23 年に発生した東日本大震災では、筑西市の道路に面するブロック塀の倒壊により道路を閉塞した結果、避難や救護活動の妨げとなりました。

また、平成 30 年に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀の倒壊により死者が出る被害があり、その危険性が改めて問題となっています。

地震によるブロック塀等の転倒・倒壊は、人的被害や避難の障害、道路の閉塞等の原因となるため、ブロック塀等の所有者へ耐震化について啓発します。

通学路等の沿道のブロック塀等の実態を把握したうえで、沿道のブロック塀等の耐震化を図る必要がある道路を定め、関係部局と連携を取りながらブロック塀等の除却・改修に取り組みます。

また、通学路等における危険なブロック塀について自治会・学校等と連携を取りながら把握に努めます。

図 3-6 ブロック塀等の転倒が生じた写真



(東日本大震災による筑西市内の地震被害)

②窓ガラス・天井の落下防止対策

平成 23 年に発生した東日本大震災では、筑西市の建築物においても窓ガラスや天井材の落下など大きな被害を受けました。この震災教訓を踏まえ、窓ガラス・天井落下の危険性について、住民や建築物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレット等の配布による啓発活動を進めます。

図 3-7 窓ガラス・天井材の落下が生じた写真



(東日本大震災による茨城県内の地震被害 茨城県内市町村東日本大震災写真一覧から)

③家具や棚等の固定による転倒防止策

住宅又は特定建築物の屋内における家具、ダンスなど、地震の揺れにより転倒・移動して負傷者が発生する原因となるものについて、天井や壁などに固定する方法を紹介し、地震に対する自助努力の活動を支援していきます。

④地区ぐるみの耐震勉強会、学校での防災教育の推進

防災週間や各種防災行事の際に、自治会などの住民組織を対象とした耐震化を啓発する勉強会や、小中学校において地震ハザードマップ等を用いた防災教育など、関係各課と連携をとりながら家庭での耐震意識の啓発を推進していきます。

⑤地震のがけ崩れによるがけ地の住宅被害の軽減対策

筑西市には、茨城県から土砂災害の発生するおそれがある危険区域に指定された土砂災害警戒区域等が 27 か所あります。

雨と地震に伴うがけ崩れ等の危険性を周辺住民が把握し、避難行動を促すため、筑西市土砂災害ハザードマップ等を用いて防災意識の向上に努めることが重要です。

図 3-8 筑西市土砂災害ハザードマップ



4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの改訂・公表

筑西市では、平成23年に次のとおり地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成しており、住民に向けて地震ハザードマップの全戸配布をしました。また、公共施設において地震ハザードマップを掲示することで、防災情報の周知に努めました。現在は、本庁舎1階にある総合案内及び建築課窓口にて随時配布をしています。

今後、インフラ整備に伴う緊急輸送道路の変更、避難所や行政機関の新規認定や廃止及び市内建築物の分布状況を勘案し、関係部署と連携を図りながら改訂に努めます。

図4-1 地震ハザードマップ



(2) 相談体制の整備・情報の充実

建築課窓口、広報誌、ホームページ等を活用し、住宅及び特定建築物の耐震化に関する有益な情報を引き続き提供し、相談体制の整備・情報の充実に努めます。

また、茨城県や国で行っている出前講座などを紹介し、住民が耐震診断や耐震改修の情報を自ら入手できる体制を整備します。

(3) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る 自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。筑西市においては、防災関係部局にて自治会の防災訓練時や出前講座等で地震を含めた災害に対する啓発活動・防災教育を行っています。自主防災組織をはじめとした地元組織や防災関係部局と連携を図り、地域ぐるみの防災意識の向上に努めます。

5 対象建築物への指導等に伴う茨城県との連携

所管行政庁である茨城県は、建築物の耐震化を促進するため、次の表に基づく建築物の所有者に対し必要な指導や命令等を行います。指導や命令等は、図5-1に示すとおり、耐震改修促進法及び建築基準法に基づき行われます。

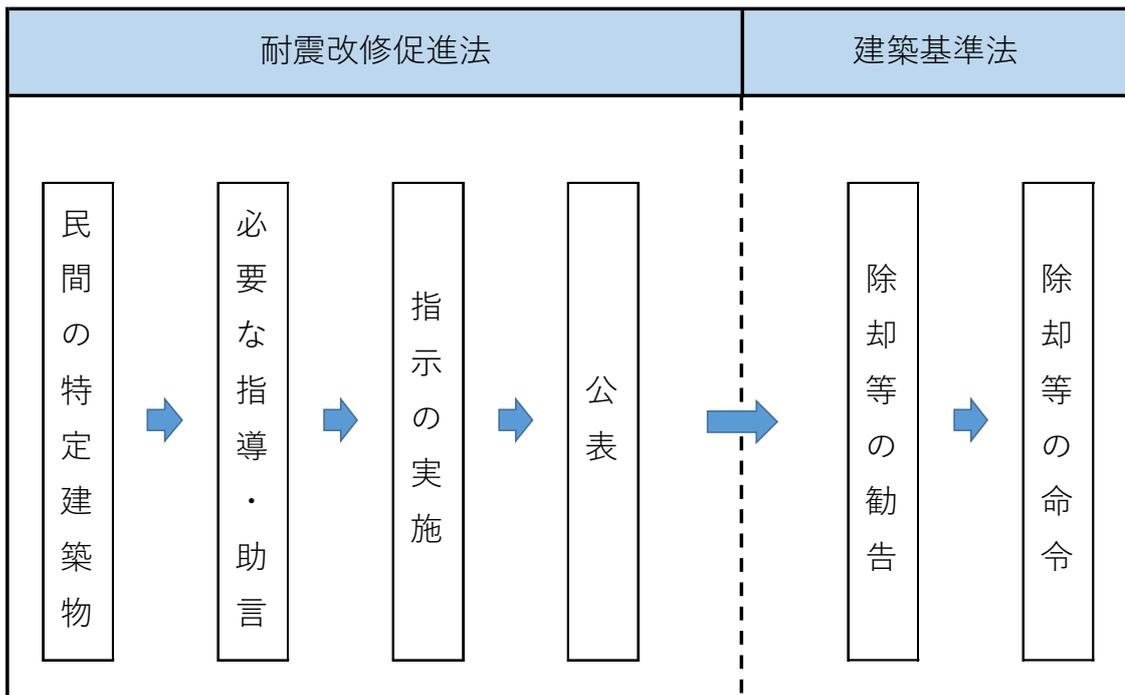
筑西市は、茨城県が行う指導や命令等に対し協力し、連携をとりながら耐震化を促進していきます。

表5-1 指導や命令等の対象建築物

対象建築物区分	概要
要安全確認計画 記載建築物	耐震改修促進法に基づき茨城県耐震改修促進計画に位置付ける以下の建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点建築物（耐震改修促進法第5条第3項第1号） →市役所本庁舎、茨城県西部メディカルセンター等 ・避難路沿道建築物（耐震改修促進法第5条第3項第2号） →耐震診断義務付け道路沿道の対象建築物
要緊急安全確認 大規模建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要のある大規模な建築物（耐震改修促進法附則第3条）（※）
特定既存耐震 不適格建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物である建築物（耐震改修促進法第14条）（※）

（※）建築物の規模要件等は資料2を参照

図5-1 指導や命令等の流れ



6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 国、茨城県及び関係団体等との連携

国及び茨城県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、茨城県建築防災協議会及び関係団体等とさらなる連携を図りながら、所有者に対する耐震化への普及啓発活動を推進していきます。

(2) 庁内関係部局との連携

住民からの相談などは、建築課を相談窓口としていますが、地震対策は防災との関連性が強いことや所有者等に高齢者が多いことなどから、防災や福祉などの関連部局と連携して、所有者等への耐震化の情報提供や啓発を行い、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

(3) その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めます。

資料編目次

- 【資料 1】 耐震診断義務付け・努力義務道路一覧 ……………P21
- 【資料 2】 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋) ……………P22
- 【資料 3】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋) ……………P30
- 【資料 4】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)
……………P36

【資料1】耐震診断義務付け・努力義務道路一覧

○耐震診断義務付け道路

	路線番号	路線名	起点側	終点側
(一般国道)				
1次	50	国道50号	結城市県境(栃木県)から	水戸市三の丸1丁目 国道51号交差(水戸駅前交差点まで)
(市町村道)				
1次		筑西市道 下5B-687号線 筑西市道 協111号線	筑西市蓮沼 国道50号交差から	筑西市茂田 石岡筑西線交差まで

○耐震診断努力義務道路

	路線番号	路線名	起点側	終点側
(高速自動車国道)				
1次	E50	北関東自動車道	筑西市県境(栃木県)から	水戸市元石川町(水戸南IC)まで
(一般国道)				
1次	294	国道294号	取手市白山1丁目 国道6号交差(国道294号入口交差点)から	筑西市県境(栃木県まで)
(主要地方道)				
1次	7	石岡筑西線	石岡市旭台1丁目 国道6号交差(旭台1丁目交差点)から	筑西市茂田 筑西市道交差まで
	14	筑西つくば線	筑西市東榎生 筑西市道交差から	筑西市上川中子 筑西市道交差まで
2次	7	石岡筑西線	筑西市茂田 筑西市道交差から	筑西市丙 石岡筑西線交差(桜町交差点)まで
		〃	筑西市横塚 国道50号交差(下館バイパス横塚入口交差点)から	筑西市西谷貝 国道294号交差(西谷貝交差点)まで
	14	筑西つくば線	筑西市下中山 筑西市道交差から	つくば市国松 沼田下妻線交差まで
	23	筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から	結城市粕礼 結城坂東線交差まで
	45	つくば真岡線	筑西市門井 国道50号交差(門井交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
3次	14	筑西つくば線	筑西市横島 石岡筑西線交差(横島交差点)から	筑西市下中山 筑西つくば線交差(下中山交差点)まで
(一般県道)				
2次	357	谷和原筑西線	下妻市下妻戊 国道125号交差(小野子T字路)から	筑西市西方 国道294号交差(鎌田南交差点)まで
3次	305	下館停車場線	J R 下館駅から	筑西市田町 石岡筑西線交差(田町交差点)まで
(市町村道)				
1次		筑西市道 下5B-811号線 筑西市道 下5B-825号線	筑西市茂田 石岡筑西線交差から	筑西市上川中子 筑西つくば線交差(筑西大橋)まで
		筑西市道 下5B-851号線 筑西市道 下5B-588号線 筑西市道 下5B-326号線	筑西市東榎生 筑西つくば線交差(筑西大橋)から	筑西市一本松 国道294号線交差まで
2次		筑西市道 下5B-326号線	筑西市一本松 国道294号交差から	筑西市西方 筑西三和線交差まで
		筑西市道 下5B-689号線	筑西市下中山 石岡筑西線交差から	筑西市下中山 筑西市道交差まで
3次		筑西市道 下1級-15号線 筑西市道 関1級-13号線	筑西市下野殿 谷和原筑西線交差(下野殿交差点)から	県西水道事務所まで
		筑西市道 下1級-37号線 筑西市道 下5B-588号線	筑西市一本松 筑西市道交差から	東邦薬品(株)下館営業所まで
		筑西市道 下1級-28号線 筑西市道 下5B-585号線 筑西市道 下5B-81号線 筑西市道 下5B-75号線	筑西市大町 石岡筑西線交差(本城町交差点)から	筑西保健所まで
		筑西市道 下3B-367号線 筑西市道 下3B-475号線	筑西市玉戸 国道50号交差から	五光物流(株)玉戸倉庫まで
		筑西市道 下5B-88号線	筑西市丙 下館停車場線交差(アルテリオ前交差点)から	宮田病院まで
		筑西市道 関2級-13号線 筑西市道 関3B-495号線 筑西市道 関3B-483号線	筑西市木戸 国道294号交差から	大圃病院まで

【資料 2】 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)

発令 :平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号

最終改正:平成 30 年 6 月 27 日号外法律第 67 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難

とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならぬ。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用

する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者

は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対す

る安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の

所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

【第十七条 から 第四十六条まで省略】

附 則

【第一条 から 第二条まで省略】

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

【以下省略】

【資料 3】建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)

発令 :平成 7 年 12 月 22 日号外政令第 429 号
最終改正:平成 30 年 11 月 30 日号外政令第 323 号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業

又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもののその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条

の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改

修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、

観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物
(石油類を除く。)

二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭(せん)又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類
三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類

二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

【以下省略】

【資料 4】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

発令 :平成 18 年 1 月 25 日号外国土交通省告示第 184 号

最終改正:令和 3 年 12 月 21 日号外国土交通省告示第 1537 号

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあつては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二条(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にそ

の旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物(法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者に対して、法第十二条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除

く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐

震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年十二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸(約十三パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和三年三月閣議決定）における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すこと

が考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。)の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保するこ

とが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する

道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めるこ

とが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十号)の施行の日(平成十八年一月二十六日)から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則〔平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号〕

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成二五年五月法律第二〇号〕の施行の日(平成二十五年十一月二十五日)から施行する。

附 則〔平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号〕

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令〔平成三〇年一二月政令第三二三号〕の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則〔令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号〕

この告示は、公布の日から施行する。